

平成26年12月1日から

「児童扶養手当法」の一部が改正されます

町健康福祉課福祉係 【☎028(677)1112】
県東健康福祉センター【☎0285(82)2138】

平成26年12月から、公的年金を受給している人でも要件を満たす人は、児童扶養手当額を受給できるようになります。対象は、年金額が児童扶養手当額より低い人で、その差額分を児童扶養手当として受給できます。

児童扶養手当を受給するためには、町へ申請が必要です。詳しくは、町ホームページをご確認ください。

児童扶養手当とは

父または母と生計を同じくしていない児童や、父または母が重度の障害状態にある児童が心身ともに健やかに育成されることを目的として支給されるものです。※所得制限あり

今回の改正により新たに手当を受け取れる場合

- お子さんを養育している祖父母等が、低額の老齢年金を受給している場合
- 父子家庭で、お子さんが低額の遺族厚生年金のみを受給している場合
- 母子家庭で、離婚後に父が死亡し、お子さんが低額の遺族厚生年金のみを受給している場合 など

<参考：児童扶養手当の月額>（平成26年4月～）

- 子ども1人の場合
全部支給：41,020円
一部支給：9,680円～41,010円（所得に応じて決定されます）
- 子ども2人以上の加算額
2人目：5,000円、3人目以降1人につき：3,000円

※受給している年金額が手当額よりも低いかどうかは、町健康福祉課福祉係へお問い合わせください。

支給対象者の認定要件

日本国内に住所があって、下記の支給要件に該当する満18歳に達する日以後最初の3月31日まで（政令に定める程度の障害を有する児童は20歳未満）の児童を監護している父母、または父母に代わって児童を養育している人が、手当を受けることができます。外国人も支給対象です。

- 1 父母が婚姻を解消した児童
- 2 父または母が死亡した児童
- 3 父または母が重度の障害の状態にある児童
- 4 父または母の生死が明らかでない児童
- 5 父または母に引き続き1年以上遺棄されている児童
- 6 父または母が法令により引き続き1年以上拘禁されている児童
- 7 父または母が配偶者からの暴力の防止および被害者の保護に関する法の規定による命令を受けた児童
- 8 母が婚姻によらないで出産した児童

支給開始日

- ◆手当は申請の翌月分から支給開始となります。ただし、これまで公的年金を受給していたことにより児童扶養手当を受給できなかった人のうち、平成26年12月1日に支給要件を満たしている人が、平成27年3月までに申請した場合は、平成26年12月分の手当から受給できます。
- ◆平成26年12月分～平成27年3月分の手当は、平成27年4月に支払われます。

確定申告の準備をしましょう

町税務課町民税係 【☎028(677)6013】

◇来年2月16日(月)から確定申告が始まります◇

確定申告に向けて、次の準備をお願いします。

- ・営業や農業などの収入や経費の計算
 - ・医療費控除を行う場合、医療費の集計
 - ・源泉徴収票や支払証明書、医療費の領収書など、申告に必要な書類の整理
 - ・住宅借入金特別控除を受ける場合、必要書類の用意
(登記事項証明書、借入金年末残高証明書、住民票、契約書の写しなど)
- 受付時間や待ち時間の短縮のため、ご協力をお願いします。

◆注意◆ 申告相談の日程などについては、来年2月号の広報はがでお知らせします。個人あてには通知を郵送しませんのでご了承ください。

税務署からのお知らせ

真岡税務署個人課税部門 【☎0285(82)2116】

【所得税を確定申告されるすべての方へ】

確定申告書への復興特別所得税額の記載もれにご注意ください。
復興特別所得税の額は、各年分の基準所得税額(原則として、その年分の所得税額)に2.1%の税率を掛けて計算した金額です。

【消費税の確定申告をされる方へ】

平成26年4月1日から消費税率が5%（うち、地方消費税1%）から8%（うち、地方消費税1.7%）に変更されました。平成26年分の消費税・地方消費税の確定申告書を作成するためには、帳簿などにおいて課税取引を事前に適用税率ごとに区分し、それを基に計算していただく必要があります。

社会保険料(国民年金保険料)控除を受ける場合は控除証明書が必要です

日本年金機構から送付される「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」の詳細や再発行については、控除証明書専用ダイヤルへお問い合わせください。

- 受付期間／平成27年3月16日(月)まで ※土・日・祝、12月29日～1月3日は除く(ただし、第2土曜日のみ受付します)
- 受付時間／月～金9:00～19:00、第2土曜日9:00～17:00
- 控除証明書専用ダイヤル／一般の固定電話・携帯電話から【☎0570(058)555】
IP電話などから 【☎03(6700)1144】

平成26年分決算等説明会

青色決算書や収支内訳書の作成方法、作成にあたっての注意点などについて、説明会を開催します。講師は、税務署職員または税理士が行います。

	対象	開催日	時間	会場
白色申告者	営業所得者または不動産所得者	12月9日(火)	10:00～12:00	真岡市公民館
	農業所得者		14:00～16:00	
青色申告者	営業所得者または不動産所得者	12月16日(火)	10:00～12:00	真岡市青年女性会館
	農業所得者		14:00～16:00	真岡市民会館

※説明会で使用する資料は、当日会場で配布します。 ※詳細はお問い合わせください。

●家屋を取り壊したら届出をお願いします●

町税務課資産税係 【☎028(677)6078】

平成26年中に家屋を取り壊した人は、家屋滅失届を町税務課へ提出してください。届出によって課税されなくなりますので、忘れずにお届けください。なお、滅失登記済みの家屋は届出不要です。